

『生産性向上支援事業費補助金』のご案内

設備の導入による生産コスト削減や、作業の機械化等による生産率の改善など
生産性の向上を図るために必要な設備などの導入を支援します！

対象事業所

- ・就労継続支援(A型・B型)事業所
- ・生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち
「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所

補助対象経費

生産性向上に資する設備導入、機械器具、工事請負費等にかかる経費
(1品目あたり2万円以上のもの)

■補助対象経費の例

	対象となる設備	対象外経費
農業	トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機、散水設備、低温貯蔵庫、草刈り機	農地、種苗、肥料、農薬、燃料、諸材料
食料品製造業	食品製造用機械、食品洗浄機、食品乾燥機、急速冷凍機、解凍機、真空包装機	原材料
出版・印刷業	印刷機、断裁機、折機、製本用機械、梱包機	インク、トナー、印刷用紙
飲食業	ガステーブル・ガスレンジ、食器棚、コールドテーブル、冷凍・冷蔵庫、製氷機、調理台、シンク	食器、食料品
清掃業	業務用清掃機器	洗剤
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、仕上げ機、コインランドリー機	洗剤、洗濯槽クリーナー
その他	キッチンカー、空調設備、空調服、ICT機器など (※ただし、生産性向上に資するものに限る)	送迎用車両

※上記はあくまで一例です。申請時に「導入する設備で行う生産活動の内容」や「生産性向上に資する理由」を記載いただき、内容を審査したうえで交付決定を行います。

補助金額

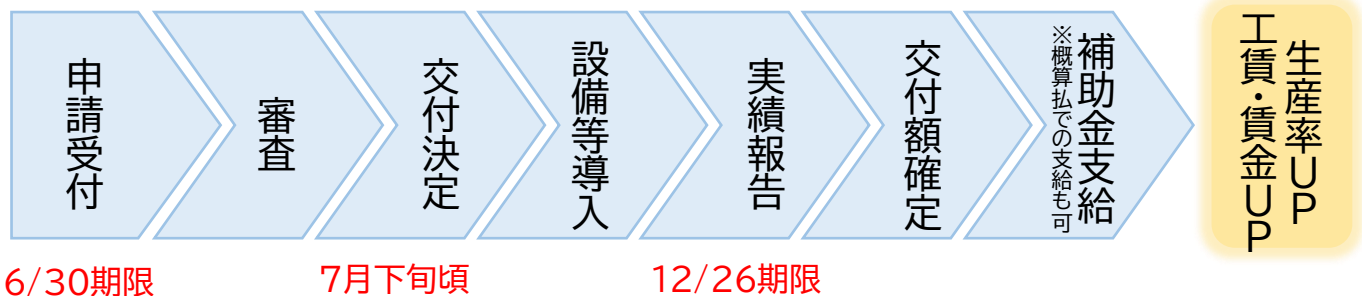
上限: **50万円** 補助率: **10/10**

申請書提出期限

令和7年6月30日(月)

申請の流れ

- ① 申請書の提出 ⇒ (県で審査、交付決定)
※令和7年6月30日期限
- ② 設備などの導入や購入
- ③ 実績報告 ⇒ (県で審査、交付額確定)
- ④ 補助金支給



申請時に必要な書類

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(別紙1-1、別紙1-2)
- ・収支予算書(別紙2)
- ・見積書等の写し(申請する経費の内容がわかるもの)
※上記の書類は、「申請時」の必要書類です。
実績報告や補助金支給の際には別途、書類の提出が必要です。

申請方法

下記入力フォームにアクセスし、必要事項の入力と資料の添付をお願いします。

■入力フォーム

<https://logoform.jp/f/RZQY9>

入力方法の詳細は別添の手順書をご参照ください。
入力フォームからの申請が困難な場合は、下記へお問い合わせください。

尚、当事業の予算額を超える申請がある場合は、事業計画における生産性向上の内容を基に、申請事業所の選定を行います。

問い合わせ先

佐賀県 障害福祉課 就労支援室
TEL: 0952-25-7389
E-mail: shougaifukushi@pref.saga.lg.jp